

## 『平成26年度税制改正概要(2) 法人税関係』

平成26年度税制改正における法人課税関連では、まず民間の設備投資を活性化させ成長戦略に資するための「生産性向上設備投資促進税制」創設が挙げられる。産業競争力強化法が規定する先端設備や生産性改善設備、ほか一定規模以上の設備導入に対し、平成27年度まで即時償却または5%税額控除を選択適用(平成28年度は50%特別償却または4%税額控除)。非製造業も活用可能であること、計画認定を要しない簡便な手続きで、**産業競争力強化法の施行日から前倒しで適用できることがポイント。**

また、消費の拡大を促進する観点から、賃上げを行う企業あるいは雇用そのものを増やしていく企業を一層支援することを目的として、**所得拡大促進税制と雇用促進税制がそれぞれ2年間延長されることとなった。特に前者では、税額控除の適用要件(支給額の増加割合)が緩和された。**

さらに、交際費等の損金不算入制度も見直される。平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において、資本金の額等に関わらずすべての法人で、交際費等とされる飲食代の50%を損金算入することが可能になる。

ほかに、平成26年度までの適用予定であった復興特別法人税は、一年前倒しで廃止されることとなった。



## 『突然出社しなくなった アルバイトの給与』

ツイッターなどへの無秩序な投稿により企業にダメージを与える労働者が増えている。少し考えればやっていたいことかどうかの判断くらいつきそうなものだが、それでも自己顕示欲を抑えきれないのか、そのような事例は枚挙にいとまがない。

経営者や現場の労務管理者にとって、もっと基本的な問題として悩ましいのが、ある日突然無断で出社しなくなるアルバイトの存在だ。いきなり解雇するわけにもいかず、何度か連絡をとってみても一向に電話がつかない。当面、現有の従業員で対応するものの、今度はそれらの者の労働が加重となる。

新たに求人を出す手間やコスト、無断欠勤で生じた損失を考えると、突然出社しなくなったアルバイトに満額の給与を払うのは業腹という経営者も少なくない。しかし、それでも給与から損失を勝手に控除して支払うことはできない。仮に経営者が想定した損失額を控除して給与を振り込もうものなら、無断退職したそのアルバイトは、自分の落ち度は棚に上げてほぼ確実に労働基準監督署に駆け込む。労基署の結論としても全額振り込んで下さい以外にはない。**給与の支払とその労働者によって生じた損失の賠償請求は残念ながら別物であると理解しておく必要がある。**